

平成 28 年 3 月

平 成 2 7 年 に お け る  
生 活 経 済 事 犯 の 検 挙 状 況 等 に つ い て

警察庁生活安全局  
生活経済対策管理官

## 凡例

本書における用語の意義については、次のとおりである。

- 1 生活経済事犯……………警察庁生活安全局生活経済対策管理官においてその取締りをつかさどる事犯をいう。生活経済事犯の類型は別表のとおりである。
- 2 利殖勧誘事犯……………出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）違反（預り金の禁止等）、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反等に係る事犯をいう。捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。顧客に販売する名目にされた商材に着目すると、次のように類型できる。
  - (1) 未公開株に関連した事犯……………未公開株を商材とした事犯をいう。
  - (2) 公社債に関連した事犯……………公社債を商材とした事犯をいう。
  - (3) ファンド型投資商品に関連した事犯……………出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資などで運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とした事犯をいう。
  - (4) デリバティブ取引に関連した事犯……………商品先物取引、商品先物オプション取引、FX、CO<sub>2</sub>排出権取引等、将来変動する価格に対する取引を商材とした事犯をいう。
  - (5) 外国通貨に関連した事犯……………一般に両替・売却が困難な外国通貨を商材とした事犯をいう（FXを除く）。
  - (6) 上記以外の預り金に関連した事犯……………勧誘時に「元本保証」を謳ったことにより、出資法第2条にいう預り金（業として、不特定多数の者から元本を保証して金銭を受け入れる行為）に該当する事犯で、商材が未公開株、公社債、ファンド型投資商品、デリバティブ取引及び外国通貨に該当しないものをいう。勧誘時に「元本保証」を謳ってはいるものの、投資の名目とされる商材が明確ではない場合も含む。
- 3 特定商取引等事犯……………訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯をいう。次のとおり取引の種別で類型できる。
  - (1) 訪問販売事犯……………特定商取引法第2条第1項に規定する訪問販売に係る各種事犯をいう。
  - (2) 通信販売事犯……………特定商取引法第2条第2項に規定する通信販売に係る各種事犯をいう。
  - (3) 電話勧誘販売事犯……………特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に係る各種事犯をいう。
  - (4) 連鎖販売取引事犯……………特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）に係る各種事犯をいう。
  - (5) 特定継続的役務提供事犯……………特定商取引法第41条に規定する特定継続的役務提供に係る各種事犯をいう。
  - (6) 業務提供誘引販売取引事犯……………特定商取引法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引（いわゆる内職商法、モニター商法）に係る各種事犯をいう。

- (7) 訪問購入事犯……特定商取引法第 58 条の 4 に規定する訪問購入に係る各種事犯をいう。
- 4 ヤミ金融事犯……無登録・高金利事犯及びヤミ金融関連事犯をいう。
- (1) 無登録・高金利事犯……ヤミ金融事犯のうち、貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（高金利等）をいう。
- (2) ヤミ金融関連事犯……ヤミ金融事犯のうち、貸金業に関連した犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）違反、詐欺、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「携帯電話不正利用防止法」という。）違反等に係る事犯をいう。
- 5 環境事犯……廃棄物事犯、動物・鳥獣関係事犯等をいう。
- (1) 廃棄物事犯……廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反に係る事犯をいう。
- (2) 動物・鳥獣関係事犯……動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）違反、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）違反等に係る事犯をいう。
- (3) 動物虐待事犯……動物愛護管理法第 44 条違反に係る事犯をいう。
- 6 保健衛生事犯……薬事関係事犯、医事関係事犯及び公衆衛生関係事犯をいう。
- (1) 薬事関係事犯……医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）違反、薬剤師法違反等に係る事犯をいう。
- (2) 医事関係事犯……医師法違反、歯科医師法違反等に係る事犯をいう。
- (3) 公衆衛生関係事犯……食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等に係る事犯をいう。
- 7 知的財産権侵害事犯……商標権侵害事犯、著作権侵害事犯、その他の知的財産権を侵害する事犯（営業秘密侵害事犯等）をいう。
- (1) 商標権侵害事犯……偽ブランド事犯等の商標法違反に係る事犯をいう。
- (2) 著作権侵害事犯……海賊版事犯等の著作権法違反に係る事犯をいう。
- (3) 営業秘密侵害事犯……不正競争防止法第 21 条第 1 項に該当する事犯をいう。
- 8 食の安全に係る事犯……食品衛生法違反等の食品衛生関係事犯、不正競争防止法違反（誤認惹起行為）等の食品の産地等偽装表示事犯をいう。食品衛生関係事犯は保健衛生事犯に、食品の産地等偽装表示事犯は知的財産権侵害事犯に含まれる。

## 別 表

### 【消費者取引の安全・安心を阻害する事犯】

- 利 殖 勧 誘 事 犯 ——— 出資法違反(預り金の禁止等)、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反等に係る事犯
- 特 定 商 取 引 等 事 犯 ——— 特定商取引法違反、特定商取引に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯
  - 訪 問 販 売 事 犯
  - 通 信 販 売 事 犯
  - 電 話 勧 誘 販 売 事 犯
  - 連 鎖 販 売 取 引 事 犯
  - 特 定 継 続 的 役 務 提 供 事 犯
  - 業 務 提 供 誘 引 販 売 取 引 事 犯
  - 訪 問 購 入 事 犯
- ヤ ミ 金 融 事 犯
  - 無 登 録 ・ 高 金 利 事 犯 ——— 出資法違反(高金利等)、貸金業法違反(無登録営業)に係る事犯
  - ヤ ミ 金 融 関 連 事 犯 ——— 貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯

### 【国民の健康や環境に対する事犯】

- 環 境 事 犯
  - 廃 棄 物 事 犯 ——— 廃棄物処理法違反に係る事犯
  - 動 物 ・ 鳥 獣 関 係 事 犯 ——— 鳥獣保護法違反、動物愛護管理法違反等に係る事犯
  - そ の 他 の 環 境 事 犯 ——— 森林法違反、建設リサイクル法違反、水質汚濁防止法違反等に係る事犯
- 保 健 衛 生 事 犯
  - 薬 事 関 係 事 犯 ——— 医薬品医療機器等法違反(指定薬物事犯を除く)、毒劇法違反(シンナー事犯を除く)、薬剤師法違反等に係る事犯
  - 医 事 関 係 事 犯 ——— 医師法違反、歯科医師法違反、歯科衛生士法違反、歯科技工士法違反、医療法違反、獣医師法違反等に係る事犯
  - 公 衆 衛 生 関 係 事 犯 ——— 食品衛生法違反、狂犬病予防法違反、美容師法違反、旅館業法違反、と畜場法違反、家畜伝染病予防法違反、下水道法違反等に係る事犯

### 【知的財産権侵害事犯】

- 商 標 権 侵 害 事 犯 ——— 商標法違反に係る事犯
- 著 作 権 侵 害 事 犯 ——— 著作権法違反に係る事犯
- そ の 他 の 知 的 財 産 権 侵 害 事 犯 ——— 不正競争防止法違反、特許法違反、意匠法違反、工業標準化法違反等に係る事犯

## 目次

第1 概要	1
第2 検挙状況等	
1 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯	
（1）利殖勧誘事犯	2
（2）特定商取引等事犯	4
（3）ヤミ金融事犯	6
2 国民の健康や環境に対する事犯	
（1）環境事犯	8
（2）保健衛生事犯	10
（3）食の安全に係る事犯	12
3 知的財産権侵害事犯	
（1）商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯	13
（2）営業秘密侵害事犯	15
4 その他の事犯	16
5 犯行助長サービス対策	
（1）預貯金口座	17
（2）携帯電話	17
第3 相談及び着手の状況の調査結果	
1 相談の状況	
（1）調査の概要	18
（2）最初に金銭を支払ってから警察に相談に行くまでの期間	19
（3）警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由	20
（4）1か月以上経過してから相談に行った経緯	21
2 早期着手の状況	
（1）利殖勧誘事犯	22
（2）特定商取引等事犯	22
（3）無登録・高金利事犯	22

## 第4 統計資料

### 1 検挙状況等

(1) 利殖勧誘事犯	23
(2) 特定商取引等事犯	24
(3) ヤミ金融事犯	25
(4) 環境事犯	26
(5) 保健衛生事犯	27
(6) 食の安全に係る事犯	28
(7) 知的財産権侵害事犯	29
(8) その他の事犯	31
(9) 犯行助長サービス対策	32

### 2 相談及び着手の状況の調査結果

(1) 相談の状況	33
(2) 早期着手の状況	36

## 第1 概要

平成27年における生活経済事犯の検挙事件数は8,964事件と、前年より205事件(2.3%)増加し、検挙人員は1万1,130人と、前年より127人(1.1%)増加した。

図表1 生活経済事犯の検挙状況(平成26年及び27年)

事 犯	平26		平27	
	検挙事件数	検挙人員	検挙事件数	検挙人員
利殖勧誘事犯	40事件	227人	37事件	116人
特定商取引等事犯	173事件	330人	155事件	250人
訪問販売事犯	149事件	241人	135事件	205人
通信販売事犯	—	—	1事件	2人
電話勧誘販売事犯	13事件	60人	4事件	17人
連鎖販売取引事犯	2事件	16人	4事件	7人
特定継続的役務提供事犯	1事件	1人	3事件	11人
業務提供誘引販売取引事犯	—	—	1事件	1人
訪問購入事犯	8事件	12人	7事件	7人
ヤミ金融事犯	422事件	558人	442事件	608人
無登録・高金利事犯	151事件	258人	140事件	267人
ヤミ金融関連事犯	271事件	300人	302事件	341人
環境事犯	5,628事件	6,704人	5,741事件	6,873人
廃棄物事犯	4,909事件	5,904人	4,979事件	5,989人
水質汚濁事犯	2事件	3人	—	—
動物・鳥獣関係事犯	518事件	566人	547事件	592人
動物虐待事犯	48事件	52人	56事件	63人
その他環境事犯	199事件	231人	215事件	292人
保健衛生事犯	322事件	412人	395事件	559人
薬事関係事犯	63事件	101人	64事件	108人
医事関係事犯	63事件	92人	81事件	157人
公衆衛生関係事犯	196事件	219人	250事件	294人
食の安全に係る事犯	37事件	77人	31事件	61人
知的財産権侵害事犯	574事件	838人	606事件	868人
商標権侵害事犯	247事件	381人	316事件	457人
著作権侵害事犯	270事件	348人	239事件	290人
その他の知的財産権侵害事犯	57事件	109人	51事件	121人
その他の事犯	1,600事件	1,934人	1,588事件	1,856人
合計	8,759事件	11,003人	8,964事件	11,130人

注 同一の被疑者で関連の余罪がある場合でも、1つの事件として計上している。

## 第2 検挙状況等

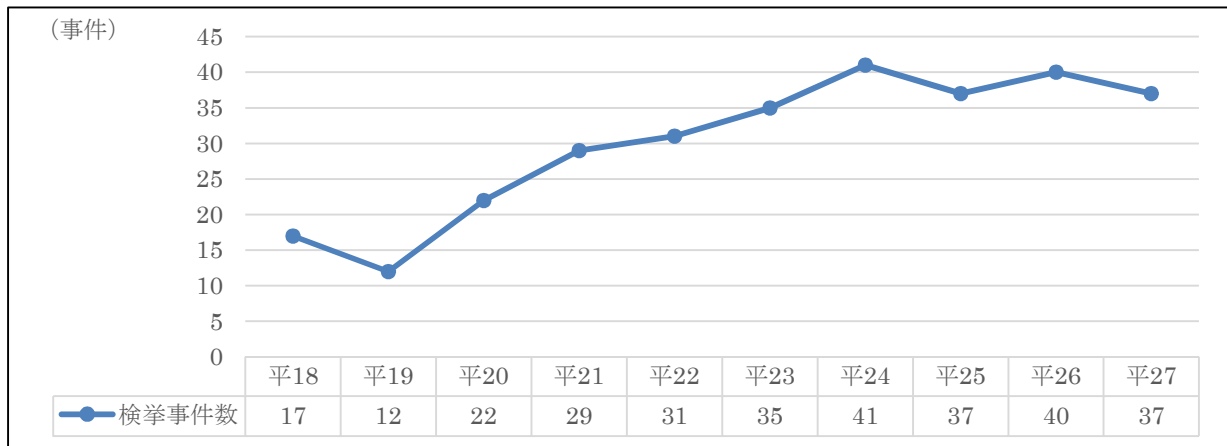
### 1 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

#### (1) 利殖勧誘事犯

##### ア 被疑者検挙の状況

利殖勧誘事犯の検挙事件数は、平成24年までは増加傾向であったが、以降おおむね横ばいで推移している。

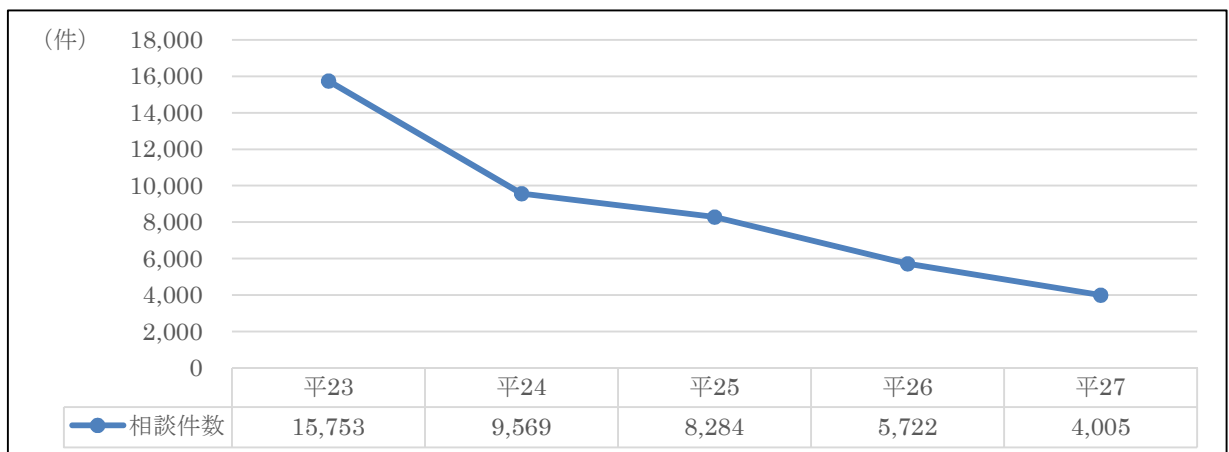
**図表2** 過去10年間における利殖勧誘事犯の検挙事件数の推移



##### イ 消費生活センター等に寄せられた相談件数の推移（参考）

全国の消費生活センター等に寄せられた利殖勧誘事犯の可能性のある既遂被害に関する相談件数の推移は、図表3のとおりであった。

**図表3** 全国の消費生活センター等に寄せられた利殖勧誘事犯の可能性のある既遂被害に関する相談件数の推移



注1 件数は、いずれも全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O-N E T）に平成28年1月15日までに登録された相談で、既に金銭を1円以上支払ってしまったものを計上している。（図表5において同じ。）

注2 件数は、「未公開株」、「ファンド型投資商品」、「公社債」、「外国通貨取引（イラクディナール、スーダンポンド、アフガニスタン・アフガニ、リビアディナール、ベトナム・ドン、コンゴフラン、シリアポンド、イエメンリアル、ウズベキスタンスムの9通貨を対象とした通貨の取引に関する相談を集計したもの）」、「デリバティブ取引」に関する各相談の合計となる。

注3 「外国通貨取引」については、他の類型と重複する可能性がある。件数はその重複分を除いたもの。



## ウ 検挙事例

### 1 株式会社の元実質的経営者らによる株式売買取引名下の組織的詐欺事件

株式会社の元実質的経営者(66)らは、平成24年10月ころから26年6月ころまでの間に、株式売買取引名下で金銭をだまし取ろうと考え、売却するための株式を保有しておらず、株式を売却する意思がないのに、「今はアベノミクス効果で日経平均株価の上昇が続いていて、今が大損を取り返すいい機会である。建設株は東京オリンピックの開催が決定すれば、更に値が上がるから儲かる。」などのうそを告げて、36都道府県の148人から約2億6,800万円をだまし取った。

27年6月までに、10人を詐欺罪で検挙し、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）違反（組織的詐欺）で起訴となった（警視庁、群馬、静岡）。

### 2 会社役員らによるリゾートマンション利用権の販売代金名下の詐欺事件

会社役員(31)らは、平成25年1月から26年1月までの間に、フィリピン共和国所在のリゾートマンション利用権の販売代金名下に金銭をだまし取ろうと考え、あらかじめ、内容虚偽のパンフレットを送付した上、売買仲介業者を名のり、同利用権は今後値上がり確実であり、資産家が購入を希望しているが、特定地域限定販売なので購入できない旨、また、同利用権の購入希望者を名のり、同利用権を購入すれば高値で買い取りたい旨のうそを告げるなどして、9県の25人から約5,600万円をだまし取った。

27年6月までに、10人を詐欺罪で逮捕した（兵庫）。

### 3 株式会社の元実質的経営者による金融商品取引法違反等事件

株式会社の元実質的経営者(67)は、平成20年ころから26年10月までの間に、内閣総理大臣の登録を受けずに、株価指数先物取引に関し、有償で助言を行うことを内容とする投資顧問契約を締結した上、口頭で金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に係る助言を行い、無登録で金融商品取引業(投資助言業)を行った。また、20年4月ころから26年12月までの間に、投資運用話を持ちかけて、元本保証と配当金支払いを約し、1県の75人から約2億2,000万円を受け取り、業として預り金をした。

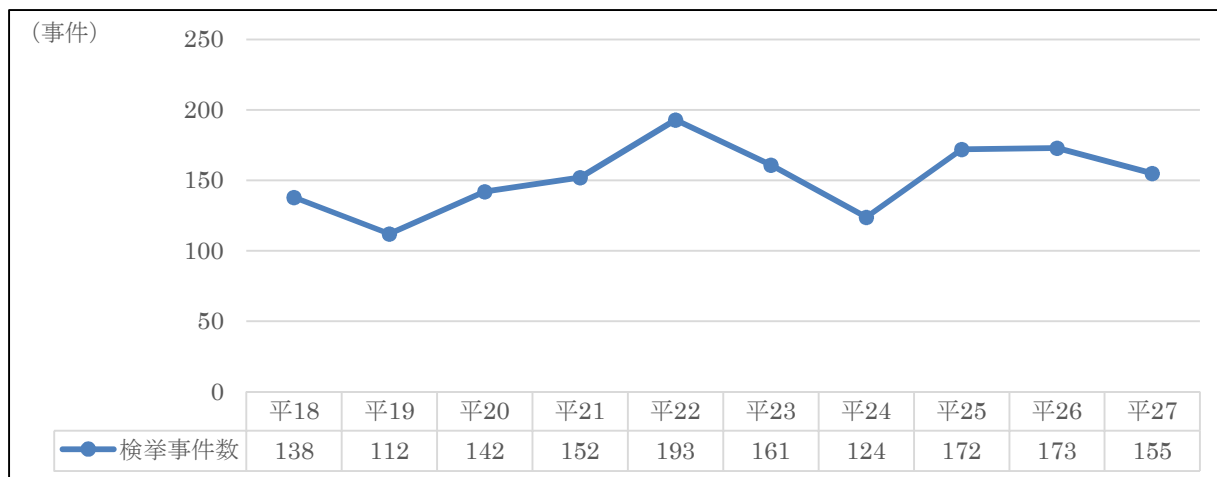
27年8月までに、1法人1人を金融商品取引法違反(無登録等)及び出資法違反(預り金の禁止)で検挙した（石川）。

## (2) 特定商取引等事犯

### ア 被疑者検挙の状況

特定商取引等事犯の検挙事件数は、おおむね横ばいで推移している。

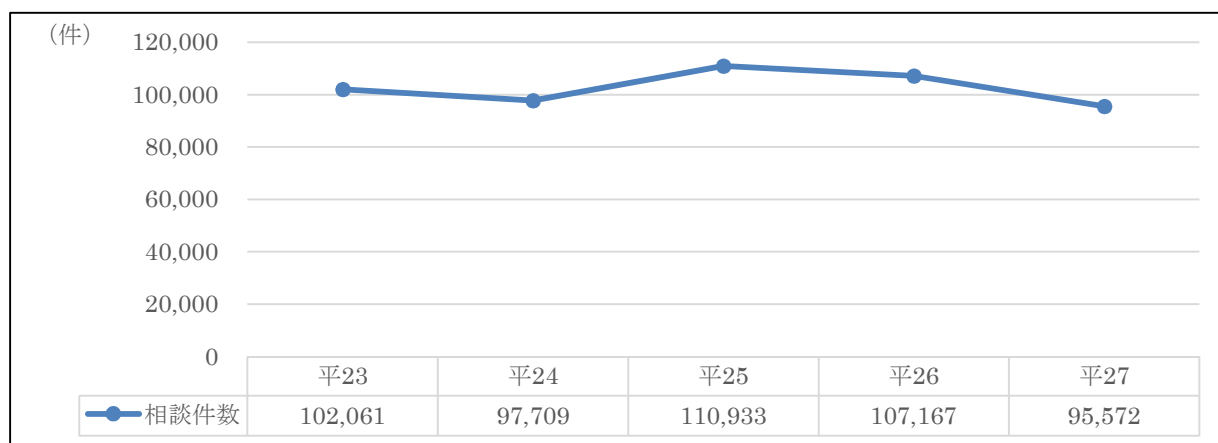
**図表 4** 過去 10 年間に於ける特定商取引等事犯の検挙事件数の推移



### イ 消費生活センター等に寄せられた相談件数の推移 (参考)

全国の消費生活センター等に寄せられた特定商取引等事犯の可能性のある既遂被害（訪問購入を除く。）に関する相談件数の推移は、図表 5 のとおりであった。

**図表 5** 全国の消費生活センター等に寄せられた特定商取引等事犯の可能性のある既遂被害（訪問購入を除く。）に関する相談件数の推移



注 1 件数は、「訪問販売」、「通信販売」、「電話勧誘販売」、「連鎖販売取引」、「特定継続的役務提供（エステティックサービス、外国語・会話教室、家庭教師、学習塾、パソコン・ワープロ教室、結婚相手紹介サービスに関する相談を集計したもの）」、「業務提供誘引販売取引（ネズミ講を除く内職・副業、モニター商法に関する相談を集計したもの）」に関する各相談の合計となる。

2 「特定継続的役務提供」及び「業務提供誘引販売取引」については、他の取引類型と重複する可能性がある。件数はその重複分を除いたもの。

## ウ 検挙事例

### 1 会社役員らによる床下修理工事代金名目の詐欺等事件

会社役員(34)らは、平成26年5月ころから27年1月ころまでの間に、床下修理工事代金名目で現金をだまし取ろうと考え、修理工事を施工する必要性はない等にもかかわらず、「洗面所の排水管から水が漏れている。水を吸い取るマットがある。このマットを敷いたら大丈夫。」などのうそを告げて、2府県の20人から約2,900万円をだまし取るなどした。

27年8月までに、4人を詐欺罪等で検挙した(兵庫)。

### 2 会社役員らによる学習教材の売買契約に係る特定商取引法違反等事件

会社役員(48)らは、平成16年12月ころから27年3月ころまでの間に、訪問販売に係る学習教材の売買契約の締結について勧誘をするに際し、文部科学省でテスト問題を指定したり、あらかじめ出題箇所が決められている事実がないにもかかわらず、「指導書には、◎、○、△と印がしてある。」「この◎が特に重要で、必ずテストに出るところである。」「◎のところだけをやっておけば、80点や90点は取れる。」「うちの教材は、△をなくして重要な◎や○だけを集めた教材だ。」などと不実のことを告げて、30府県の契約者約5,900人と約1万2,000件、約72億8,700万円の売買契約を締結した。

27年12月までに、2法人5人を特定商取引法違反(不実の告知)等で検挙した(京都)。

### 3 結婚相談所代表者らによる結婚希望者へ異性を紹介する契約に係る特定商取引法違反事件

結婚相談所代表者(62)らは、平成25年5月ころから26年12月ころまでの間に、結婚を希望する者へ異性を紹介する契約の締結について勧誘をするに際し、紹介する相手の大半が既婚者等のアルバイト女性であるにもかかわらず、「以前希望したような女性たちが入会してきたかどうか。会わないか。」などと不実のことを告げた上、うその氏名、年齢等を記載した女性の身上書等を郵送するなどし、3県の約150人と約2,000万円の契約を締結した。

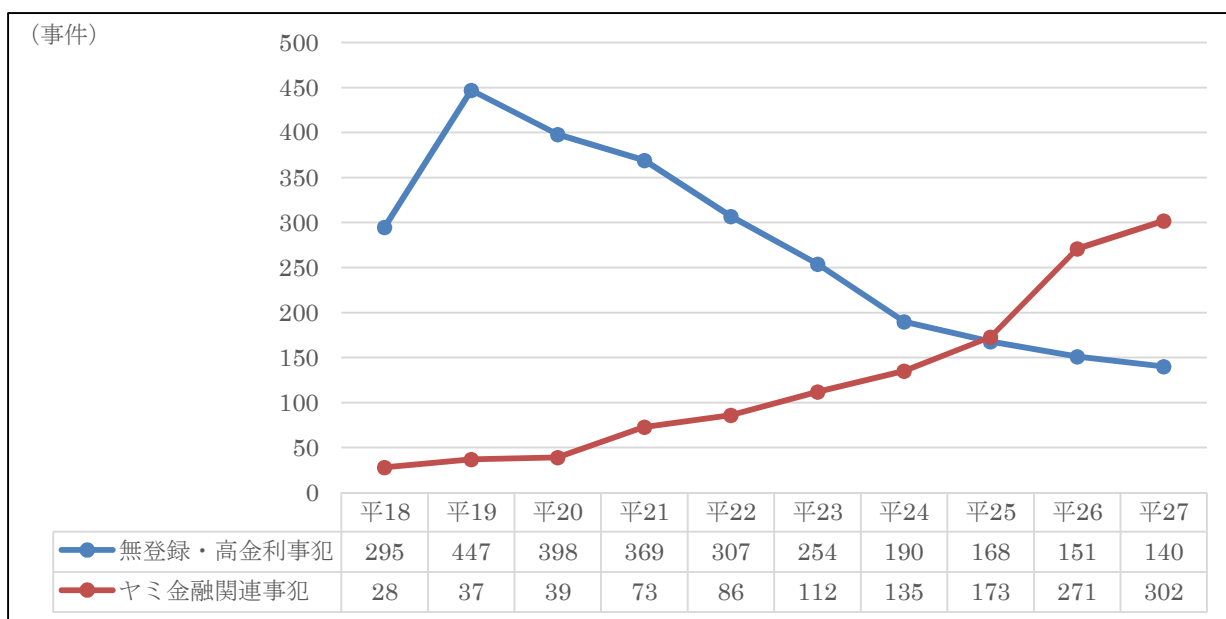
27年5月、8人を特定商取引法違反(不実の告知)で検挙した(山口)。

### (3) ヤミ金融事犯

#### ア 被疑者検挙の状況

ヤミ金融事犯については、無登録・高金利事犯の検挙事件数は減少傾向であるが、ヤミ金融関連事犯の検挙事件数は増加傾向にある。

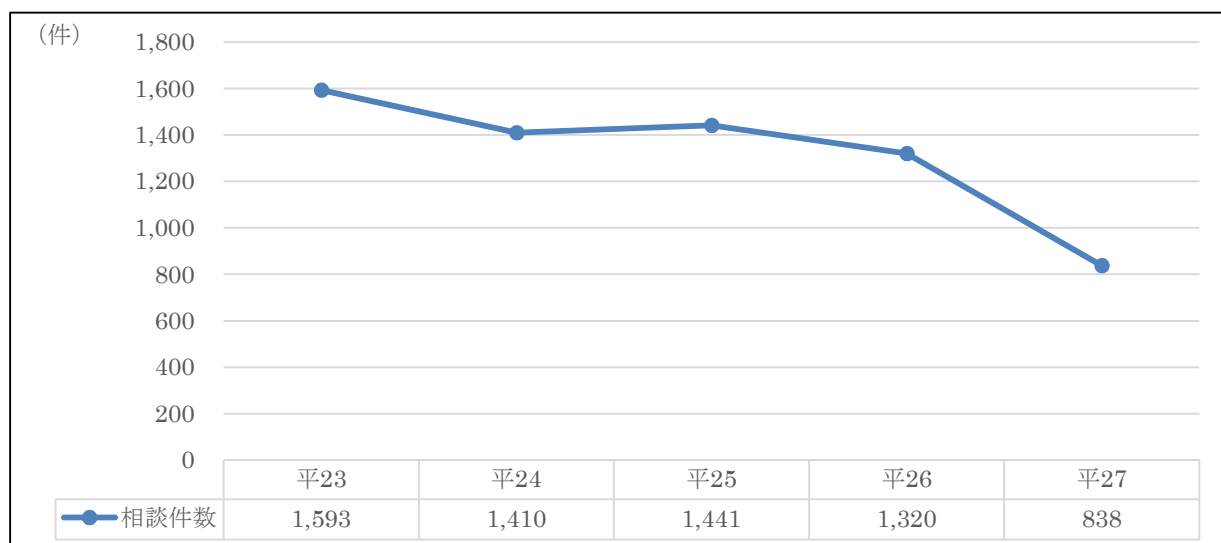
図表6 過去10年間におけるヤミ金融事犯の検挙事件数の推移



#### イ 消費生活センター等に寄せられた相談件数の推移（参考）

全国の消費生活センター等に寄せられたヤミ金融事犯の可能性のある既遂被害に関する相談件数の推移は、図表7のとおりであった。

図表7 全国の消費生活センター等に寄せられたヤミ金融事犯の可能性のある既遂被害に関する相談件数の推移



注 件数は、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）に平成28年1月15日までに登録された相談のうち、「ヤミ金」、「やみ金」又は「闇金」のいずれかの文言を含み、かつ、既に金銭を1円以上支払ってしまったことが判明しているものを当庁で独自に抽出したものの。

## ウ 検挙事例

### 1 指定暴力団五代目工藤會傘下組織幹部らによる組織的な貸金業法違反、出資法違反等事件

指定暴力団五代目工藤會傘下組織幹部(39)らは、平成25年4月から27年5月までの間に、携帯電話により顧客を勧誘し、融資を申し込んできた全国の顧客約4,000人に対し、インターネットバンキングを利用して顧客の銀行口座に振込送金する方法により、法定利息の約31倍から約202倍で金銭を貸付け、他人名義の口座へ振込送金させる方法により元利金約5億6,000万円を受領していた。

27年7月までに、11人を貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反(超高金利)及び組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙した。

また、押収した多額の現金、違法収益が蓄積された預貯金債権等について組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全請求を行うとともに、起訴後の追徴保全が行われ、その剥奪を図った(福岡)。

### 2 090 金融に係る貸金業法違反、出資法違反等事件

無登録貸金業者(39)ら2業者は、平成23年7月から27年5月までの間に、インターネット広告や携帯電話により顧客を勧誘し、融資を申し込んできた全国の顧客約1,800人に対し、インターネットバンキングを利用して顧客の銀行口座に振込送金する等の方法により、法定利息の約9倍から約527倍で金銭を貸付け、他人名義の口座へ振込送金させる方法により元利金約12億5,700万円を受領していた。

27年12月までに、元暴力団員を含む16人を貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反(超高金利)、組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙した(神奈川・岩手・山形)。

### 3 共済入会金を仮装した出資法違反等事件

自称共済組合実質的経営者A(57)、登録貸金業者B(42)らは、平成22年6月から27年4月までの間、Bらが顧客に金銭を貸し付けるに際し、共済入会費名下に貸付金の20パーセントをAが経営する共済の口座に入金させ、事実を仮装して利息を徴収する方法により、顧客約5,500人に金銭を貸付け、元利金約105億7,000万円を受領していた。

27年9月までに、1法人10人を貸金業法違反(無登録営業、名義貸し)、出資法違反(高金利等、脱法行為)で検挙した(沖縄)。

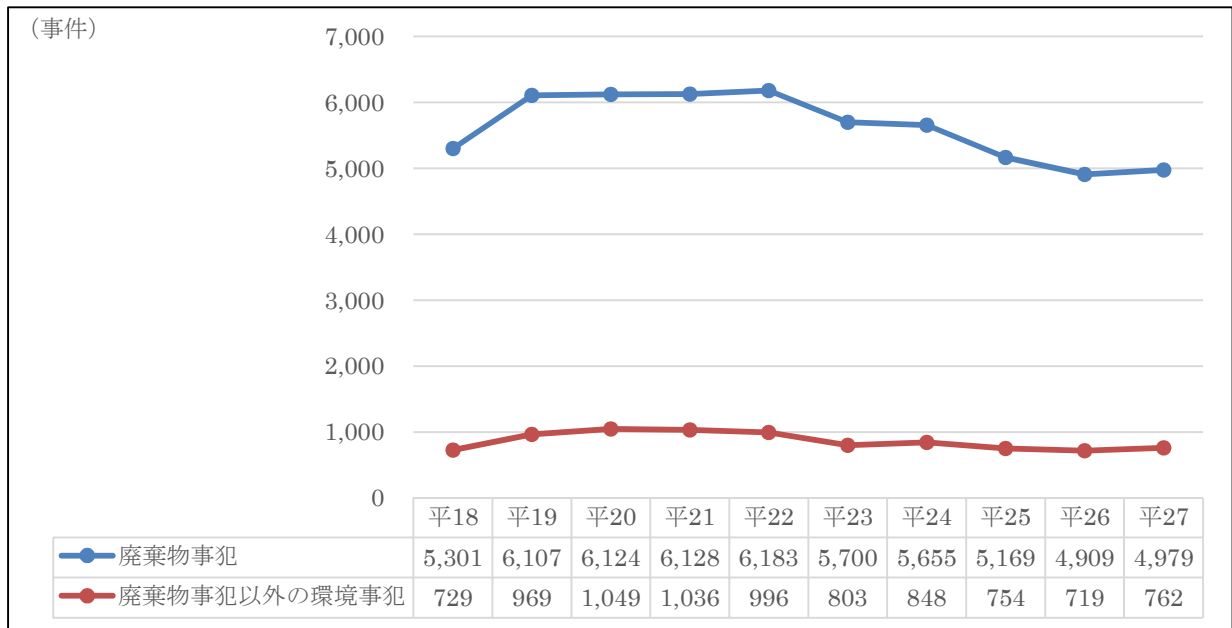
## 2 国民の健康や環境に対する事犯

### (1) 環境事犯

#### ア 概要

環境事犯の検挙事件数の推移については、図表8のとおりであった。

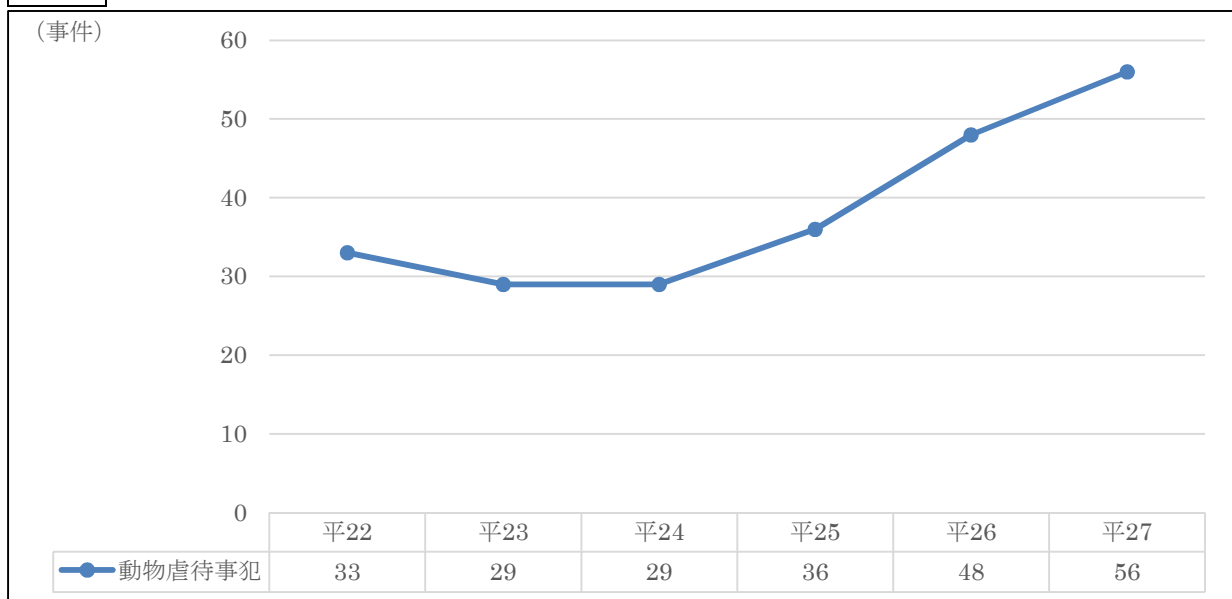
**図表8** 過去10年間における環境事犯の検挙事件数の推移



#### イ 動物虐待事犯

動物虐待事犯の検挙事件数は、統計のある平成22年以降で最多となった。

**図表9** 動物虐待事犯の検挙事件数の推移



## ウ 検挙事例

### 1 解体工事業経営者らによる廃棄物処理法違反事件

産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を受けていない解体工事業者A(43)らは、平成26年6月ころ、解体工事業の経営者B(74)から受託した家屋解体工事に伴って生じた産業廃棄物約33.3トンを雑種地に不法に投棄したのを始め、26年9月ころまでに、家屋解体工事に伴って生じた産業廃棄物合計約100.8トンを不法に投棄した。

27年7月までに、1法人4人を廃棄物処理法違反(受託違反等)で検挙した(兵庫)。

### 2 産業廃棄物収集運搬業実質経営者らによる廃棄物処理法違反事件

産業廃棄物収集運搬業L社の実質的経営者であるA(63)らは、平成26年12月から27年1月までの間、積替保管の許可がないにもかかわらず、国立大学から産業廃棄物中間処理業M社への収集運搬を受託した産業廃棄物をL社敷地内で積替保管し、その運搬を終了していないのに、運搬を終了した旨の虚偽内容が記載された産業廃棄物管理票を国立大学に送付した。

27年5月までに、7法人15人を廃棄物処理法違反(産業廃棄物無許可収集運搬業等)で検挙した(京都)。

### 3 無職の者による動物愛護管理法違反、廃棄物処理法違反事件

無職A(72)は、平成27年4月、飼い猫1匹を自宅でバケツに貯めた水に沈めて殺し、その猫の死骸を含む猫の死骸4匹を自宅とは別の宅地内に不法に投棄した。

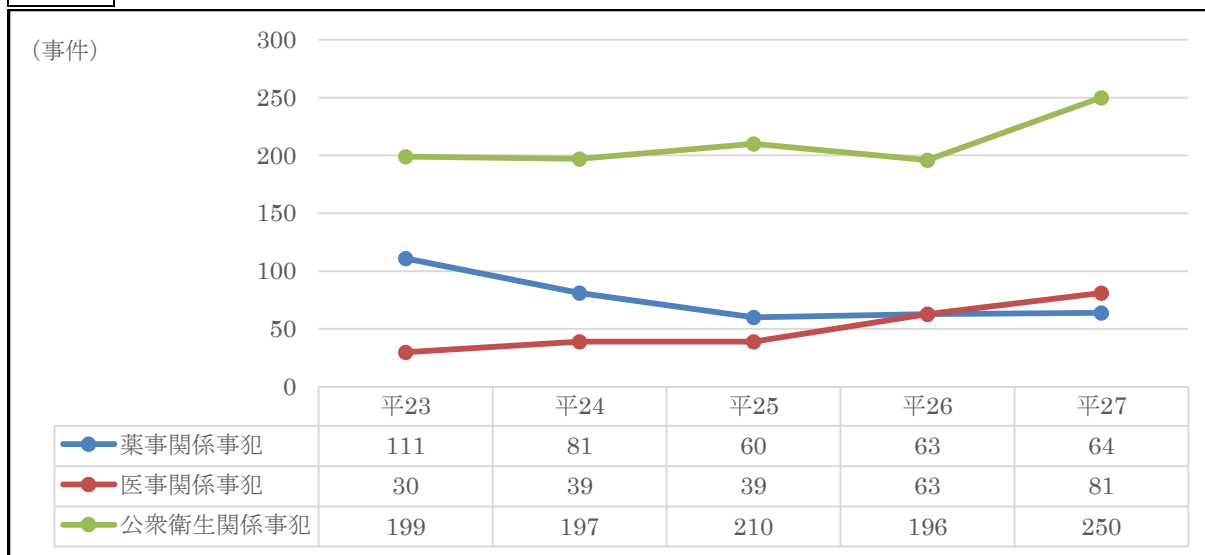
27年6月までに、Aを動物愛護管理法違反(愛護動物の殺傷)、廃棄物処理法違反(不法投棄)で検挙した(北海道)。

## (2) 保健衛生事犯

### ア 概要

保健衛生事犯の検挙事件数の推移は、図表 10 のとおりであった。

**図表 10** 最近 5 年間に於ける保健衛生事犯の検挙事件数の推移

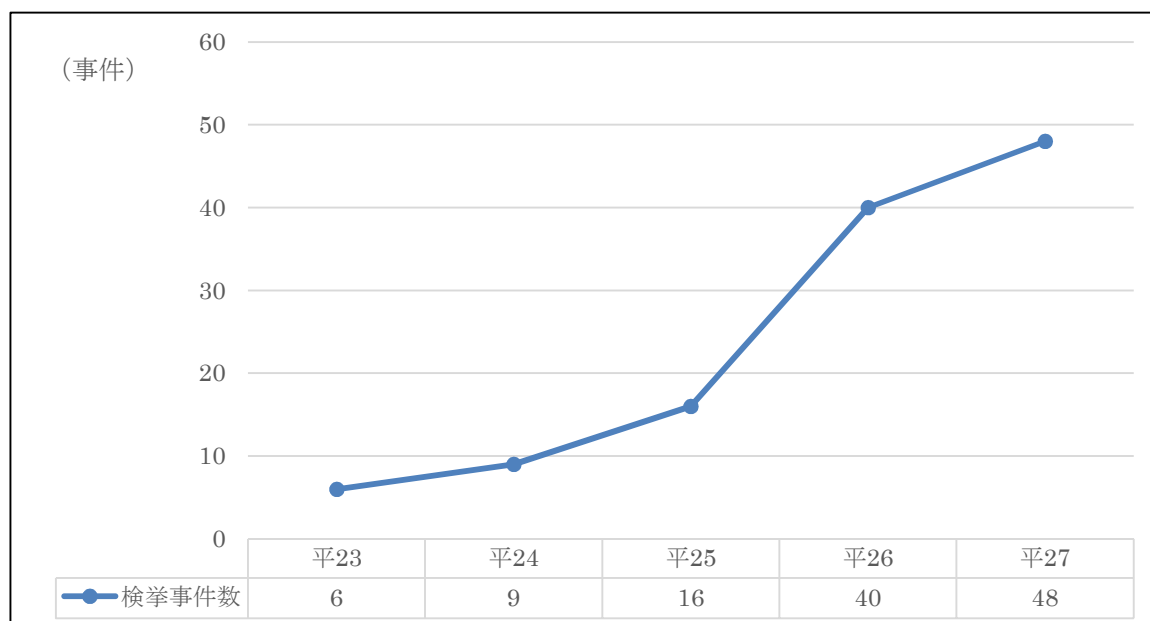


注 危険ドラッグに係る医薬品医療機器等法違反を統計から除くこととし、平成 26 年以前の数値については遡って修正した。

### イ アートメイク施術に関する医師法違反事犯

アートメイク施術に関する医師法違反事犯の検挙状況の推移は、図表 11 のとおりであった。

**図表 11** 最近 5 年間に於けるアートメイク施術に関する医師法違反事犯の検挙事件数の推移





## ウ 検挙事例

### 1 無資格者等によるアートメイクに係る医師法違反等の集中取締り

平成 24 年 1 月から 27 年 4 月までの間に、美容エステ店の経営者 A (36) ら 22 事業者は、医師免許が必要なアートメイク又は美容師免許が必要なまつ毛パーマを無免許で行うなどした。また、美容商材等の輸入販売業を営む B (54) は、医療機器製造販売業の許可を受けずに、25 年 6 月頃から 26 年 11 月までの間、アートメイクに使用する施術機器を輸入し、A らに販売するなどした。

27 年 10 月までに、A ら 22 事業者 34 人を医師法違反(無資格医業) 又は美容師法違反(無免許営業等) で、B を薬事法違反(医療機器の無許可製造販売等) で検挙した(警視庁)。

### 2 医療法人経営者らによる医行為に係る医師法違反及び詐欺事件

医療法人の経営者(67) らは、医師免許がないにもかかわらず、平成 26 年 3 月から 7 月までの間、同法人の整形外科等診療所において、患者に対し、診察を行った上、採血や下肢静脈瘤手術等の医行為を行った。

また、同人らは、26 年 4 月から 9 月までの間、医師が医行為を行った事実はないのに診療報酬費を請求し、県後期高齢者医療広域連合等から約 400 万円をだまし取った。

27 年 6 月までに、3 人を医師法違反(無資格医業) 及び詐欺罪で検挙した(千葉)。

### 3 健康食品販売会社経営者による転売目的の医薬品の入手に係る詐欺及び医薬品医療機器等法違反事件

健康食品販売会社経営者(44) は、平成 27 年 6 月頃、国民健康保険を利用し、転売目的であるのに自己の治療のためであるように装って医療機関を受診し、医師等から気管支ぜんそく治療薬をだまし取った上、医薬品販売業者に転売した。

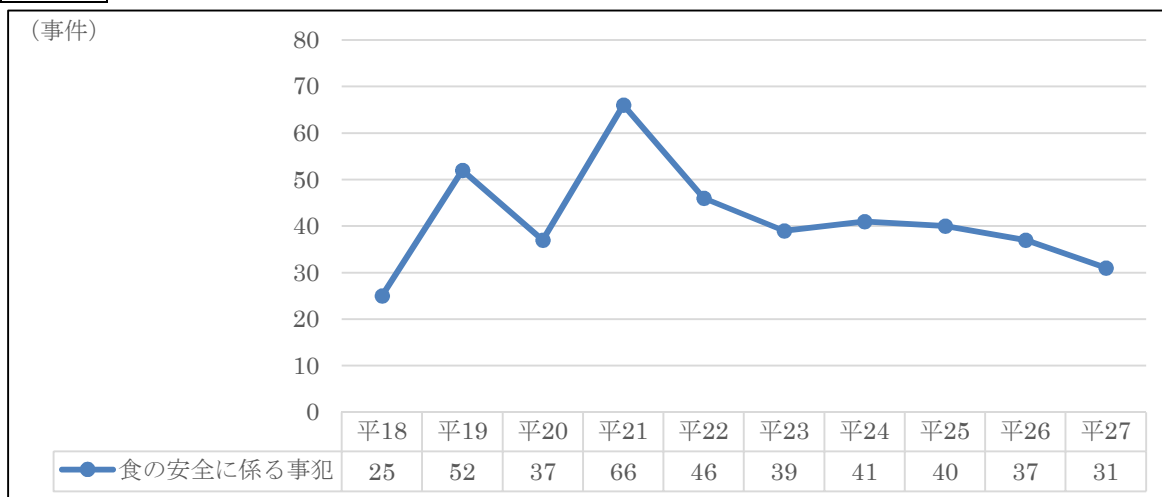
27 年 8 月までに、同人を詐欺罪及び医薬品医療機器等法違反(医薬品の無許可販売) で逮捕した(大阪)。

### (3) 食の安全に係る事犯

#### ア 概要

食の安全に係る事犯の検挙事件数については、平成 21 年以降減少傾向で推移している。

図表 12 過去 10 年間における食の安全に係る事犯の検挙事件数の推移



#### イ 検挙事例

##### 1 米穀販売会社役員らによる米の品質等偽装に係る不正競争防止法違反及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）違反事件

米穀販売会社役員(65)らは、平成 25 年 1 月頃、A 県産コシヒカリ以外の米が混合している精米の米袋に「単一原料米 A 県」、「コシヒカリ」等と記載し、商品の品質等について誤認させるような表示をして、精米合計約 30 キログラムを販売した。

また、同人らは、25 年 2 月から 3 月までの間、農政局の立入検査を受けた際、「中国米」を「国内産特定米」と書き換えるなどして虚偽の内容を記載した仕入原料に関する請求書等を呈示し、検査を妨害した。

27 年 2 月までに、1 法人 6 人を不正競争防止法違反（誤認惹起行為）及び JAS 法違反（立入検査妨害）で検挙した（京都、福井）。

##### 2 清涼飲料水の製造販売会社役員によるミネラルウォーターの無許可製造に係る食品衛生法違反事件

清涼飲料水の製造販売会社役員(47)は、平成 27 年 7 月頃から 8 月頃までの間、県知事の許可を受けずに、清涼飲料水であるペットボトル入りミネラルウォーターを製造した上、販売した。

27 年 9 月、同人を食品衛生法違反（無許可営業）で逮捕した（岡山）。

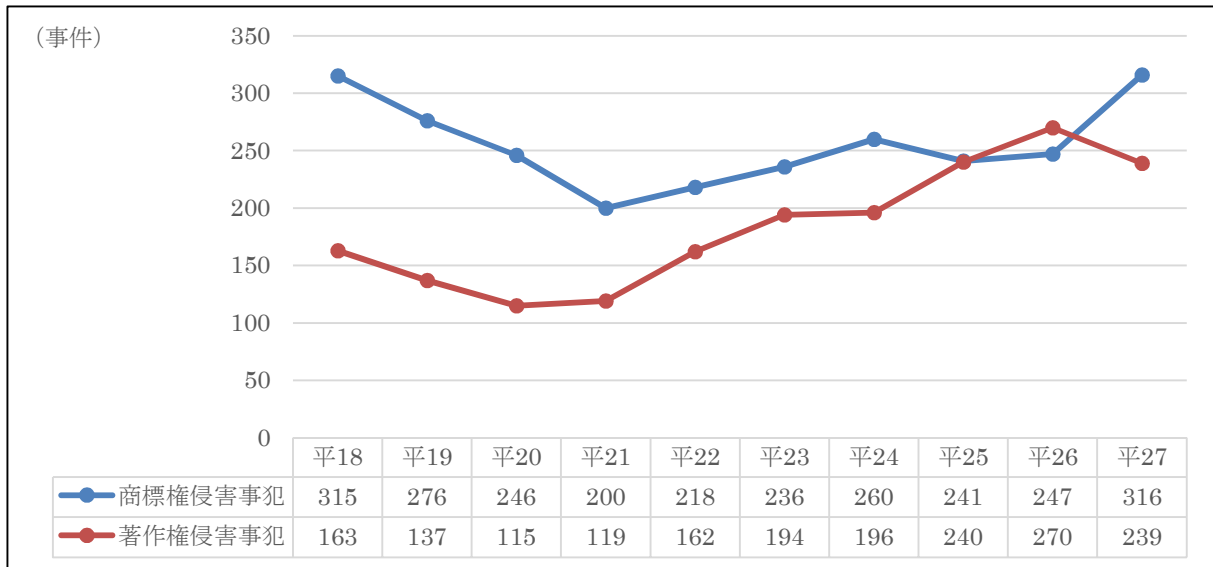
### 3 知的財産権侵害事犯

#### (1) 商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯

##### ア 概要

商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件数の推移は、図表 13 のとおりであった。

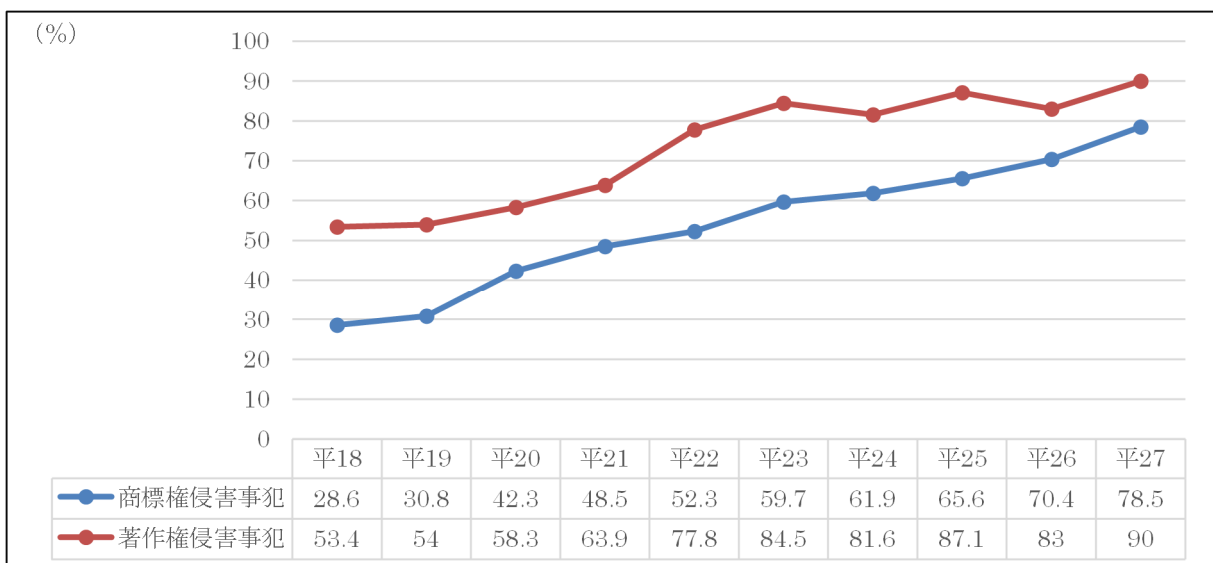
**図表 13** 過去 10 年間に於ける商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件数の推移



##### イ インターネット利用事犯

商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件に占めるインターネット利用事犯の割合の推移は、図表 14 のとおりであった。

**図表 14** 過去 10 年間に於ける商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件に占めるインターネット利用事犯の割合の推移



## ウ 検挙事例

### 1 会社員らによる偽ブランド品の販売・販売目的所持に係る商標法違反等の集中取締り

平成 26 年 1 月頃から 27 年 5 月頃までの間に、会社員(27)らは、氏名不詳者と共謀の上、インターネット・オークションを利用して、偽ブランド品である携帯電話機用ケース 2 個を中国から日本国内の落札者に発送し、代金合計約 7,000 円で販売するなどした。

27 年 8 月までに、46 人を商標法違反（譲渡、譲渡目的所持）及び著作権法違反（頒布、頒布目的所持）等で検挙するとともに、偽ブランド品等合計約 6,300 点を押収した（愛知）。

### 2 衣料品企画製造販売等会社役員らによる衣料品の形態模倣に係る不正競争防止法違反事件

衣料品の企画製造販売等会社役員(36)らは、不正の利益を得る目的で、同社の業務に関し、平成 26 年 11 月頃から 27 年 3 月頃までの間、5 回にわたり、他社が独自に創作して販売していたワンピース等の形態を模倣したワンピースほか 4 着を、販売代金合計約 1 万円で販売譲渡した。

27 年 8 月までに、2 法人 16 人を不正競争防止法違反（商品形態模倣）で検挙した（大阪）。

## (2) 営業秘密侵害事犯

### ア 概要

営業秘密侵害事犯については、平成 27 年中、12 事件（前年比 1 事件増）、31 人（前年比 18 人増）、4 法人（前年比 4 法人増）を検挙した。

図表 15 営業秘密侵害事犯の検挙事件数等

	平 25	平 26	平 27
検挙事件数	5	11	12
検挙人員	13	13	31
検挙法人数	2	0	4

### イ 検挙事例

#### 1 電気製品販売等会社従業員らによる営業秘密の領得・不正取得・開示に係る不正競争防止法違反事件

電気製品販売等会社（A社）の元従業員(52)は、不正の利益を得る目的で、A社に在職中の平成 25 年 10 月、A社のサーバコンピュータにアクセスし、遠隔操作等ソフトを利用して、A社の営業秘密であるリフォーム関連商品の情報 81 件を、自己所有のパーソナルコンピュータに転送した上、自己所有のハードディスクに複製して、営業秘密を領得した。また、競合企業（B社）に転職後の 26 年 1 月頃、同社の業務に関し、2 回にわたり、同遠隔操作等ソフトを利用して、B社のパーソナルコンピュータからA社のサーバコンピュータにアクセスし、A社の営業秘密である販売促進方法に係る情報 4 件をB社のパーソナルコンピュータに転送して取得し、同情報を印字した書面をB社従業員に交付して、営業秘密を開示するなどした。

27 年 4 月までに、1 法人 2 人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得・不正取得・開示）で検挙した（大阪）。

#### 2 包装機械製造・販売等会社元従業員らによる営業秘密の領得・開示・使用に係る不正競争防止法違反事件

包装機械製造・販売等会社（A社）の元従業員(47)は、不正の利益を得る目的で、競合企業（B社）に転職する直前の平成 25 年 9 月頃から 10 月頃までの間、6 回にわたり、A社のサーバコンピュータにアクセスし、A社の営業秘密である包装機械の設計図面データ 6 件を自己所有のハードディスクに複製して、営業秘密を領得した。さらに、同人から同図面データを開示されたB社従業員らは、B社の業務に関し、26 年 3 月頃から 6 月頃までの間、同図面を張り付けるなどして新たに包装機械の設計図面を作成して、営業秘密を使用するなどした。

27 年 6 月までに、1 法人 4 人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得・開示・使用）で検挙した（神奈川）。

## 4 その他の事犯

### ア 検挙事例

#### 1 土木・建築工事施工請負業取締役らによる職業安定法違反、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反事件

土木・建築工事施工請負業L社の取締役A(62)は、同社の業務に関し、業として、法定の除外事由がないのに、平成25年11月から26年3月までの間、原子力発電所建設工事業M社の代表取締役B(41)から、Bが不正に鉄骨工事業N社らから供給又は派遣された労働者16人の供給を受け、除染等工事現場において、自らの指揮命令の下に刈払い等の労働に従事させた。

27年11月までに、9法人11人を職業安定法違反（労働者派遣事業の禁止）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反（禁止業務への労働者派遣事業等）で検挙した（青森）。

#### 2 石油製品販売・卸売業元代表取締役らによる地方税法違反事件

石油製品販売・卸売業L社の元代表取締役A(50)は、平成24年11月から26年9月までの間、県知事の承認を受けずに、灯油が混和した軽油約715万8,000リットルを製造した。また、Aは、24年11月から26年8月までの間、軽油に混和される灯油から軽油識別剤を除去するなどして同社における混和軽油の製造及び販売事実を秘匿した上で、25年1月から26年9月までの軽油引取税の各法定申告納付期限までに、それぞれ、県税事務所長に対し、納付申告書を提出しないで期限を徒過させ、軽油引取税約1億5,400万円を免れた。

27年7月までに、1法人1人を地方税法違反（脱税等）で検挙した（奈良）。

## 5 犯行助長サービス対策

### (1) 預貯金口座

平成 27 年中、生活経済事犯に利用された口座を凍結するための金融機関への情報提供を 2 万 9,932 件実施。情報提供した口座数は 1 万 7,324 件。

### (2) 携帯電話

#### ア 概要

平成 27 年中、生活経済事犯担当部署が実施した対策は、

- 携帯音声通信事業者に対し、9,268 件の契約者確認の求めを実施。そのうち、出資法違反又は貸金業法違反に基づくものは 8,425 件 (90.9%)。
- レンタル携帯電話事業者に対し、3,745 件の解約要請を実施。そのうち、ヤミ金融事犯に基づくものは 3,735 件 (99.7%)。
- 犯罪利用携帯電話のほとんどがレンタル携帯電話であることから、捜査の過程で貸与時の本人確認義務違反が認められたときは、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否が行われるよう携帯音声通信事業者への情報提供を実施。生活安全部門からの役務提供拒否に関する情報提供は 2,640 件。

#### イ 検挙事例

#### 1 レンタル携帯電話事業者らによる携帯電話不正利用防止法違反事件

レンタル携帯電話事業者 5 社の実質的経営者 (35)、契約代理店実質的経営者 (33) らは、平成 26 年 4 月頃、埼玉県内において、ヤミ金融業者に対し、貸与時の本人確認をしないで SIM カードを交付した。

27 年 11 月までに、レンタル携帯電話事業者 2 法人 9 人を携帯電話不正利用防止法違反 (貸与時の本人確認義務違反) で検挙した。また、28 年 1 月までに、契約代理店が保有していた 622 回線について、契約していた携帯音声通信事業者に対して携帯電話不正利用防止法第 11 条 5 号に基づく役務提供の拒否を要請するとともに、各携帯音声通信事業者に対して、同 2 法人等との新規契約拒否についても要請した (警視庁)。

#### 2 レンタル携帯電話個人事業主による携帯電話不正利用防止法違反事件

レンタル携帯電話個人事業主 (59) は、平成 26 年 9 月頃、東京都内において、貸与時の本人確認をしないで、SIM カードを宅急便により福岡県内のヤミ金融業者に宛てて発送した。

27 年 10 月、同事業主を携帯電話不正利用防止法違反 (貸与時の本人確認義務違反) で逮捕した。また、27 年 11 月、同事業主が保有していた 232 回線全てについて、契約していた携帯音声通信事業者に対して携帯電話不正利用防止法第 11 条 5 号に基づく役務提供の拒否を要請するとともに、各携帯音声通信事業者に対して、同事業主との新規契約拒否についても要請した (島根)。

### 第3 相談及び着手の状況の調査結果

#### 1 相談の状況

##### (1) 調査の概要

###### ア 調査目的

被害拡大防止のためには、早期の認知が重要なことから、被害者が警察へ相談に行くまでの実態を明らかにするため、利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯に関する相談を調査したもの（今回が初めての調査）。

###### イ 調査対象

###### ○ 対象となる相談

各都道府県警察の生活経済事犯担当部署（警察本部生活経済事犯担当課及び警察署生活安全課）が把握している利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯に関する相談

###### ○ 対象となる期間

平成26年11月1日から27年10月31日までの間に受理した相談

###### ウ 調査結果の分析

上記調査の結果、都道府県警察から回答のあった下記の相談について分析を行った。

利殖勧誘事犯	4,026 件
特定商取引等事犯	6,158 件
ヤミ金融事犯	16,401 件



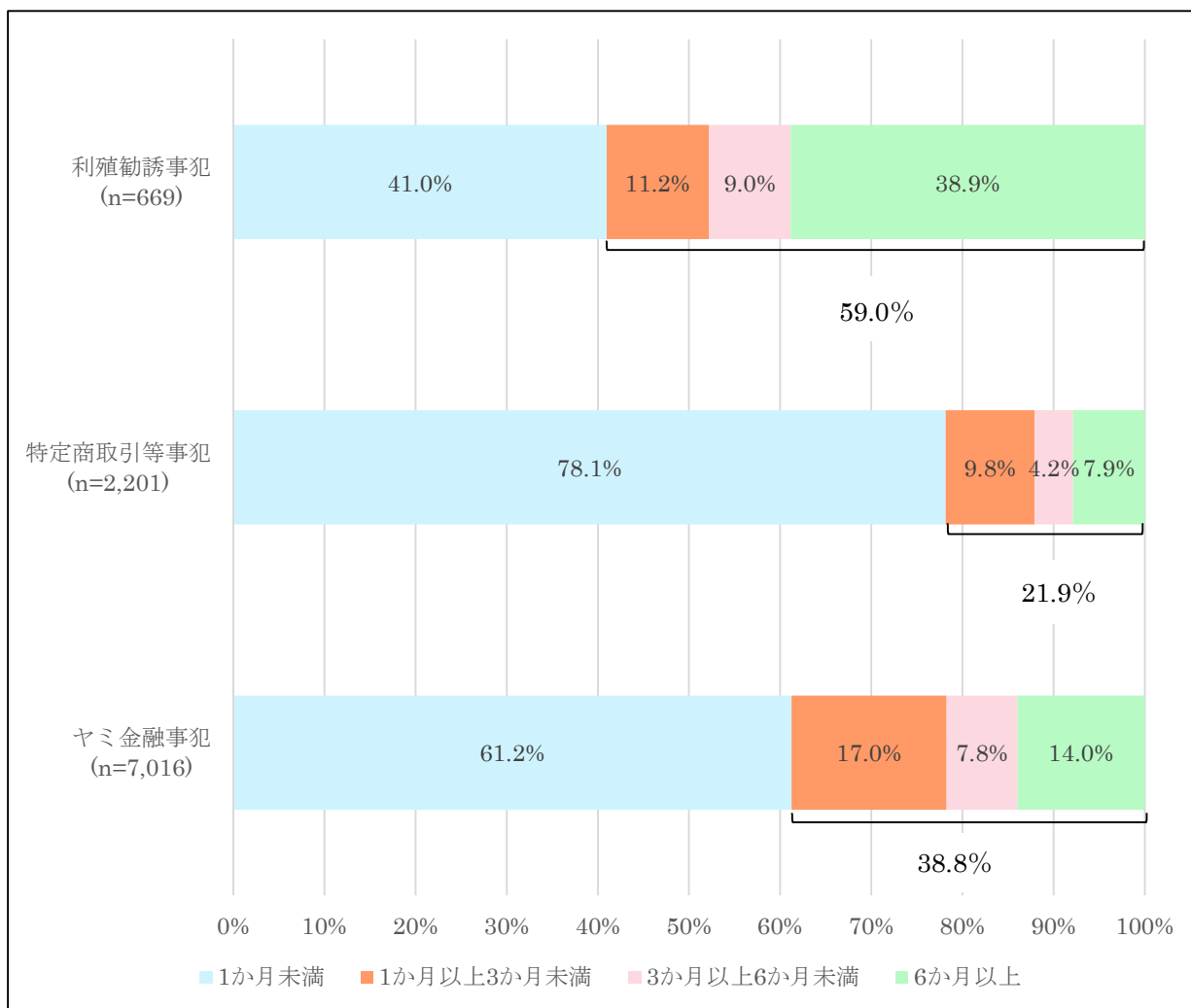
## (2) 最初に金銭を支払ってから警察に相談に行くまでの期間

利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯に関する相談のうち当事者が相手方に金銭を支払っていたものは、利殖勧誘事犯で669件、特定商取引等事犯で2,201件、ヤミ金融事犯で7,016件であった。このうち、

- 利殖勧誘事犯では、最初に金銭を支払ってから相談に行くまでの期間が1か月以上のものが59.0%、3か月以上のものが47.8%、6か月以上のものが38.9%
- 特定商取引等事犯では、最初に金銭を支払ってから相談に行くまでの期間が1か月以上のものが21.9%、3か月以上のものが12.1%、6か月以上のものが7.9%
- ヤミ金融事犯では、最初に金銭を支払ってから相談に行くまでの期間が1か月以上のものが38.8%、3か月以上のものが21.7%、6か月以上のものが14.0%

であった。

**図表 16** 当事者が最初に金銭を支払ってから警察に相談に行くまでの期間



注 割合は、小数点第2位以下を四捨五入している。

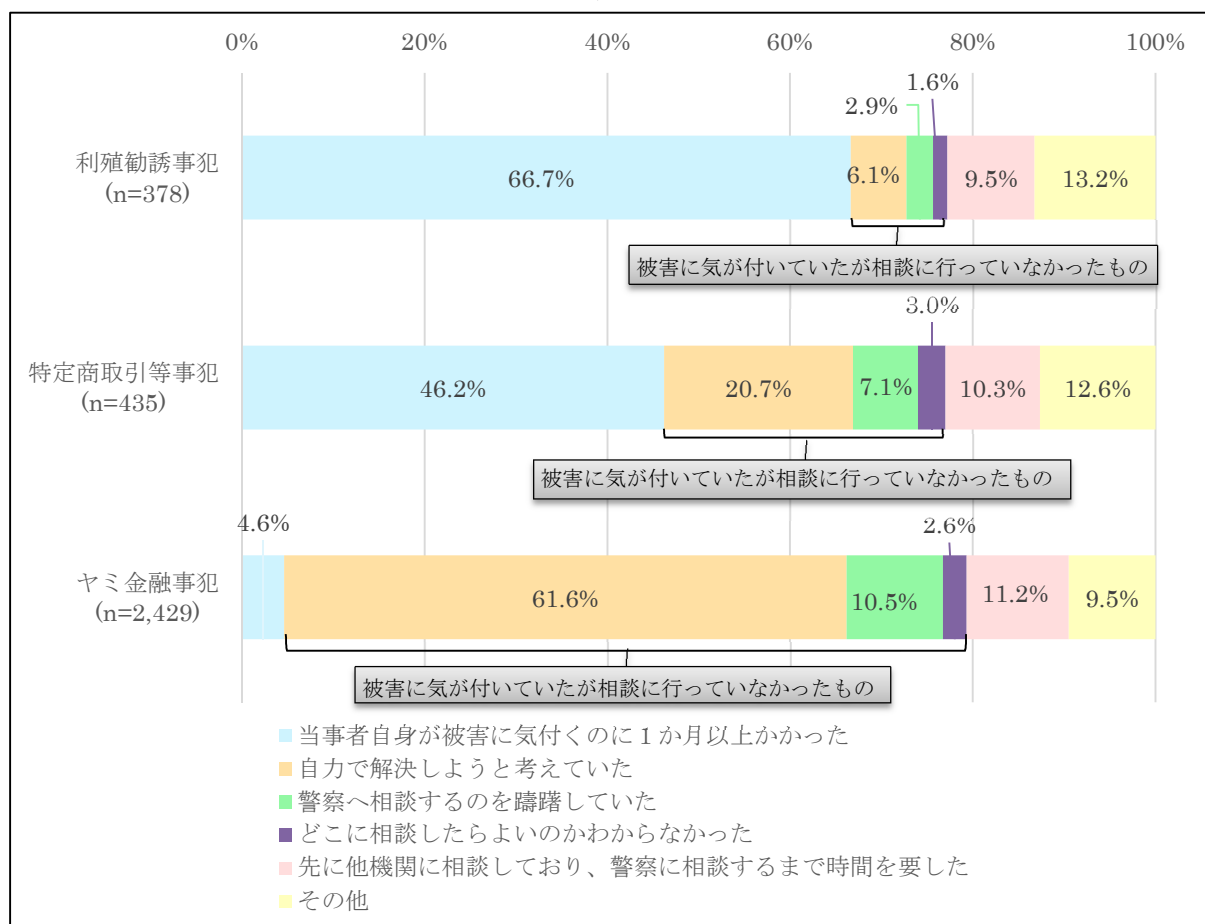
### (3) 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

当事者が最初に金銭を支払ってから警察に相談に行くまでの期間が1か月以上かかっているもののうち、その理由が判明したものは、利殖勧誘事犯で378件、特定商取引等事犯で435件、ヤミ金融事犯で2,429件であった。このうち、

- 利殖勧誘事犯では、被害に気が付かなかったものが66.7%、被害に気が付いていたが相談に行っていなかったものが10.6%
- 特定商取引等事犯では、被害に気が付かなかったものが46.2%、被害に気が付いていたが相談に行っていなかったものが30.8%
- ヤミ金融事犯では、被害に気が付かなかったものが4.6%、被害に気が付いていたが相談に行っていなかったものが74.7%

であった。

**図表 17** 当事者が最初に金銭を支払ってから警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由（理由が判明したものの内訳）



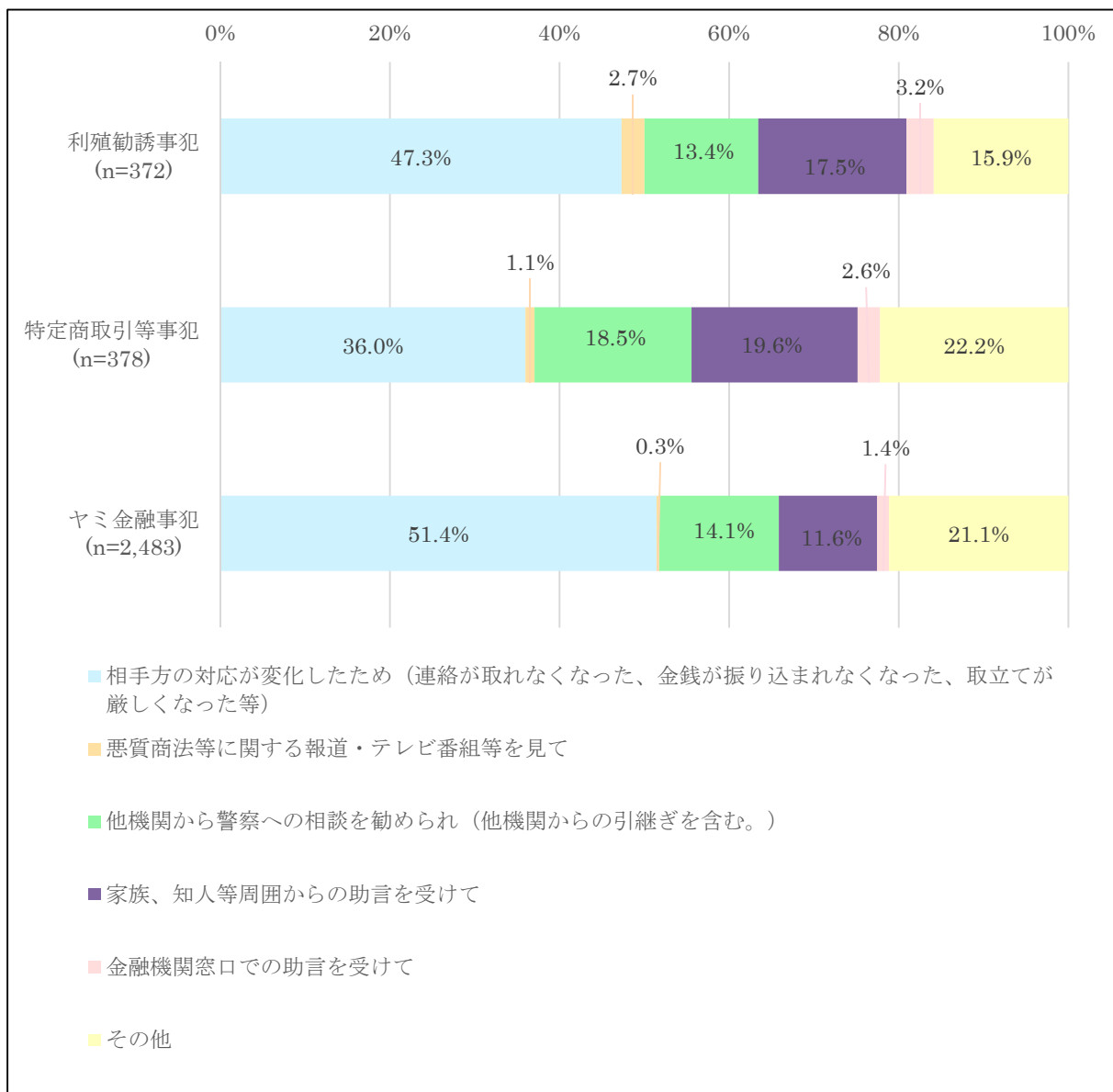
注 割合は、小数点第2位以下を四捨五入している。

#### (4) 1か月以上経過してから相談に行った経緯

当事者が最初に金銭を支払ってから警察に相談に行くまでの期間が1か月以上かかっているもののうち、相談に行った経緯が判明したものは、利殖勧誘事犯で372件、特定商取引等事犯で378件、ヤミ金融事犯で2,483件であった。

経緯の内容については、図表18のとおりであった。

**図表18** 当事者が最初に金銭を支払ってから警察に相談に行くまで1か月以上要した場合、相談に行った経緯（理由が判明したものの内訳）



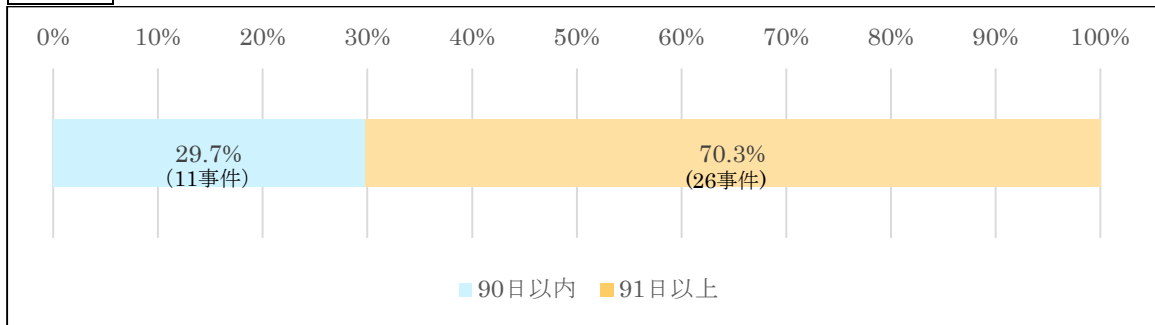
注 割合は、小数点第2位以下を四捨五入している。

## 2 早期着手の状況

### (1) 利殖勧誘事犯

利殖勧誘事犯で認知から90日以内に着手に至った事件は、29.7%であった。

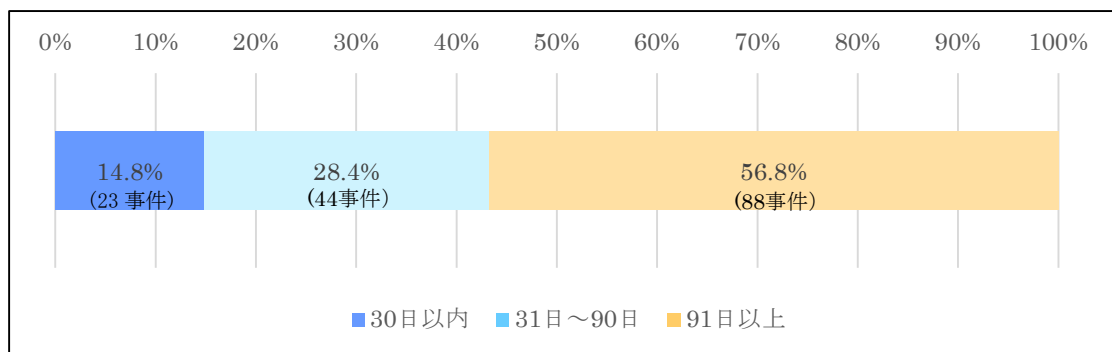
図表 19 利殖勧誘事犯における認知から着手までの期間



### (2) 特定商取引等事犯

特定商取引等事犯で認知から90日以内に着手に至った事件は、43.2%であった。また、認知から30日以内に着手に至った事件は、14.8%であった。

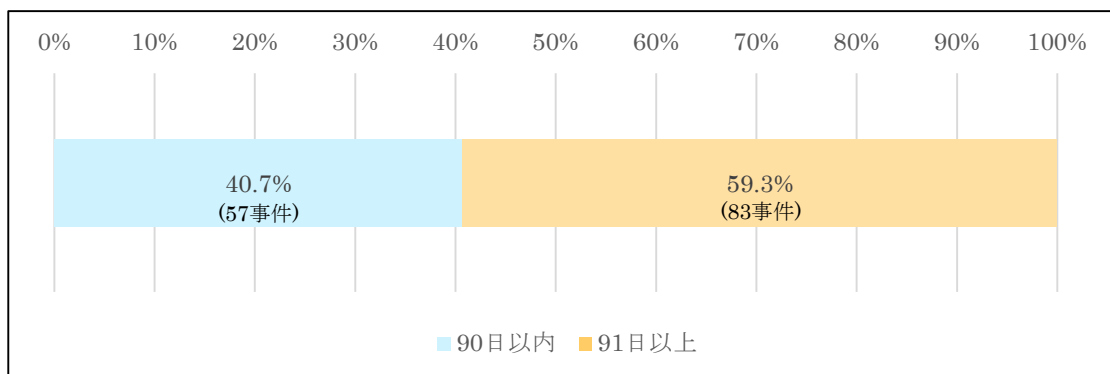
図表 20 特定商取引等事犯における認知から着手までの期間



### (3) 無登録・高金利事犯

無登録・高金利事犯で認知から90日以内に着手に至った事件は、40.7%であった。

図表 21 無登録・高金利事犯における認知から着手までの期間



## 第4 統計資料

### 1 検挙状況等

#### (1) 利殖勧誘事犯

最近5年間における利殖勧誘事犯の検挙状況の推移

	平23	平24	平25	平26	平27
検挙事件数	35	41	37	40	37
検挙人員	184	196	189	227	116
検挙法人数	5	8	17	9	10
被害人員	64,330	7,350	12,031	22,809	4,401
被害額	590億7,191万円	245億3,818万円	306億2,057万円	475億6,938万円	93億0,726万円

利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（平成26年及び27年）

類型(関連した事犯)	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数		被害人員		被害額	
	平26	平27	平26	平27	平26	平27	平26	平27	平26	平27
未公開株	3	2	30	16	0	0	477	167	14億7,520万円	2億8,636万円
公社債	4	3	54	17	2	2	897	454	21億1,177万円	11億5,000万円
ファンド	8	20	20	53	3	5	2,432	3,256	63億7,812万円	51億9,540万円
デリバティブ取引	6	1	35	1	1	0	577	13	16億0,898万円	1,772万円
外国通貨	1	0	1	0	0	0	1	0	0円	0円
上記以外の預り金	13	6	59	10	3	3	6,040	376	131億1,782万円	23億0,500万円
その他	5	5	28	19	0	0	12,385	135	228億7,747万円	3億5,276万円
合計	40	37	227	116	9	10	22,809	4,401	475億6,938万円	93億0,726万円

注1 複数の類型にまたがる事犯については、表中で上位にある類型に計上している。

注2 被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なるのは、類型別の被害額は1万円未満切捨てとしているためである。

## (2) 特定商取引等事犯

最近5年間における特定商取引等事犯の検挙状況の推移

	平23	平24	平25	平26	平27
検挙事件数	161	124	172	173	155
検挙人員	314	259	418	330	250
検挙法人数	25	11	34	30	30
被害人員	57,643	26,965	52,676	40,818	37,375
被害額	207億8,874万円	85億9,623万円	106億2,192万円	36億0,954万円	109億0,988万円

特定商取引等事犯の類型別検挙状況（平成26年及び27年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数		被害人員		被害額	
			うち逮捕									
	平26	平27	平26	平27	平26	平27	平26	平27	平26	平27	平26	平27
物品販売関係	83	58	187	86	120	41	16	11	13,013	13,490	17億0,468万円	85億0,711万円
権利販売関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役務提供関係	90	97	143	164	83	80	14	19	27,805	23,885	19億0,485万円	24億0,276万円
合計	173	155	330	250	203	121	30	30	40,818	37,375	36億0,954万円	109億0,988万円

注 被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なるのは、類型別の被害額は1万円未満切捨てとしているためである。

特定商取引等事犯の取引類型別検挙状況（平成27年）

類型	検挙事件数	検挙人員		検挙法人数	被害人員	被害額
		うち逮捕				
訪問販売	135	205	100	27	34,580	98億4,379万円
通信販売	1	2	2	0	6	36万円
電話勧誘販売	4	17	10	1	1,498	6億5,491万円
連鎖販売取引	4	7	2	0	783	3億4,820万円
特定継続的役務提供	3	11	5	0	310	3,607万円
業務提供誘引販売取引	1	1	1	0	162	2,535万円
訪問購入	7	7	1	2	36	118万円
合計	155	250	121	30	37,375	109億0,988万円

注 被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なるのは、類型別の被害額は1万円未満切捨てとしているためである。

### (3) ヤミ金融事犯

最近5年間におけるヤミ金融事犯の検挙状況の推移

	平23	平24	平25	平26	平27
検挙事件数	366	325	341	422	442
無登録・高金利事犯	254	190	168	151	140
ヤミ金融関連事犯	112	135	173	271	302
検挙人員	666	470	523	558	608
無登録・高金利事犯	539	315	337	258	267
ヤミ金融関連事犯	127	155	186	300	341
検挙法人数	14	6	12	9	6
無登録・高金利事犯	10	2	7	5	4
ヤミ金融関連事犯	4	4	5	4	2
被害人員	50,334	31,528	31,049	16,885	20,946
無登録・高金利事犯	50,268	31,398	30,936	16,654	20,588
ヤミ金融関連事犯	66	130	113	231	358
被害額	117億5,516万円	109億9,008万円	150億0,401万円	97億7,645万円	160億9,086万円
無登録・高金利事犯	116億8,444万円	109億8,582万円	150億0,401万円	97億7,415万円	160億8,387万円
ヤミ金融関連事犯	7,072万円	426万円	0円	230万円	699万円

#### (4) 環境事犯

最近5年間における環境事犯の検挙状況の推移

	類型	平23	平24	平25	平26	平27
検挙事件数	廃棄物事犯	5,700	5,655	5,169	4,909	4,979
	うち産業廃棄物事犯	1,038	1,007	922	839	749
	廃棄物事犯以外の環境事犯	803	848	754	719	762
	合計	6,503	6,503	5,923	5,628	5,741
検挙人員	廃棄物事犯	7,018	6,841	6,241	5,904	5,989
	うち産業廃棄物事犯	1,609	1,485	1,408	1,285	1,161
	廃棄物事犯以外の環境事犯	937	1,004	829	800	884
	合計	7,955	7,845	7,070	6,704	6,873
検挙法人数	廃棄物事犯	477	443	391	338	369
	うち産業廃棄物事犯	359	363	319	278	284
	廃棄物事犯以外の環境事犯	14	13	12	19	27
	合計	491	456	403	357	396

注 「廃棄物事犯以外の環境事犯」には、森林法違反、建設リサイクル法、水質汚濁防止法違反等のほか、鳥獣保護法違反、動物愛護管理法違反等の動物・鳥獣関係事犯を計上している。

環境事犯の類型別検挙状況（平成26年及び27年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平26	平27	平26	平27	うち逮捕		平26	平27
					平26	平27		
廃棄物事犯	4,909	4,979	5,904	5,989	269	218	338	369
うち産業廃棄物事犯	839	749	1,285	1,161	142	124	278	284
水質汚濁事犯	2	0	3	0	1	0	2	0
動物・鳥獣関係事犯	518	547	566	592	14	17	5	20
うち鳥獣保護関係事犯	300	327	340	362	8	5	3	4
うち動物虐待事犯	48	56	52	63	6	8	0	0
その他	199	215	231	292	26	14	12	7
計	5,628	5,741	6,704	6,873	310	249	357	396

注1 平成26年の「鳥獣保護関係事犯」には、鳥獣保護法違反（283事件）及び種の保存法違反（17事件）を計上している。また、27年の「鳥獣保護関係事犯」には、鳥獣保護法違反（305事件）及び種の保存法違反（22事件）を計上している。

2 平成26年の「その他」には、森林法違反（62事件）、河川法違反（6事件）、農地法違反（3事件）、自然公園法違反（3事件）等を計上している。また、27年の「その他」には、森林法違反（73事件）、河川法違反（5事件）、自然公園法違反（3事件）、建設リサイクル法違反（2事件）等を計上している。



## (5) 保健衛生事犯

### ア 保健衛生事犯全体

最近5年間における保健衛生事犯の検挙状況の推移

	平23	平24	平25	平26	平27
検挙事件数	340	317	309	322	395
検挙人員	469	407	396	412	559
検挙法人数	51	34	31	33	41

注 危険ドラッグに係る医薬品医療機器等法違反を統計から除くこととし、平成26年以前の数値については遡って修正した。

保健衛生事犯の類型別検挙状況（平成26年及び27年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平26	平27	平26	平27	うち逮捕		平26	平27
					平26	平27		
薬事関係事犯	63	64	101	108	45	59	24	22
医事関係事犯	63	81	92	157	24	57	2	3
公衆衛生関係事犯	196	250	219	294	20	25	7	16
うち食品衛生関係事犯	20	22	28	29	10	10	3	6
その他	176	228	191	265	10	15	4	10
計	322	395	412	559	89	141	33	41

注1 「食品衛生関係事犯」は、「食の安全に係る事犯」にも計上している。

2 平成26年の「その他」には、狂犬病予防法違反（155事件）、美容師法違反（14事件）等を計上している。また、27年の「その他」には、狂犬病予防法違反（196事件）、美容師法違反（19事件）等を計上している。

3 危険ドラッグに係る医薬品医療機器等法違反を統計から除くこととし、平成26年の数値については遡って修正した。

### イ 薬事関係事犯

無承認医薬品の広告・販売事犯における国内・国外仕出しの推移（事件数）

	平24	平25	平26	平27
国外	35	32	21	18
国内	16	16	16	24
不明	15	7	10	2
合計	66	55	47	44

### ウ 医事関係事犯

最近5年間におけるアートメイク施術に関する医師法違反事犯の検挙状況の推移

医師法違反	平23	平24	平25	平26	平27
検挙事件数	20	28	28	54	70
検挙人員	38	46	38	78	123
検挙法人数	0	2	0	1	1

アートメイク	平23	平24	平25	平26	平27
検挙事件数	6	9	16	40	48
検挙人員	6	10	18	52	65
検挙法人数	0	0	0	1	1

## (6) 食の安全に係る事犯

最近5年間における食の安全に係る事犯の検挙状況の推移

		平23	平24	平25	平26	平27
検挙 事件 数	食品衛生関係事犯	27	21	26	20	22
	食品の産地等偽装表示事犯	12	20	14	17	9
	合計	39	41	40	37	31
検挙 人員	食品衛生関係事犯	39	22	44	28	29
	食品の産地等偽装表示事犯	37	51	36	49	32
	合計	76	73	80	77	61
検挙 法人 数	食品衛生関係事犯	5	3	9	3	6
	食品の産地等偽装表示事犯	8	11	8	14	7
	合計	13	14	17	17	13

注1 平成27年の食品衛生関係事犯の内訳は、食品衛生法違反（22事件）であり、これらは保健衛生事犯にも計上している。

注2 平成27年の食品の産地等偽装表示事犯の内訳は、不正競争防止法違反（9事件）であり、これらは知的財産権侵害事犯にも計上している。

## (7) 知的財産権侵害事犯

### ア 知的財産権侵害事犯全体

最近5年間における知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移

	平23	平24	平25	平26	平27
検挙事件数	450	510	524	574	606
検挙人員	647	846	716	838	868
検挙法人数	49	52	33	58	56

知的財産権侵害事犯の検挙状況(平成26年及び27年)

	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平26	平27	平26	平27	うち逮捕		平26	平27
商標権侵害事犯(偽ブランド事犯等)	247	316	381	457	233	256	23	31
うちインターネット利用	174	248	246	325	149	189	13	19
うちインターネット・オークション利用	99	148	127	174	66	94	2	4
著作権侵害事犯(海賊版事犯等)	270	239	348	290	147	116	15	6
うちインターネット利用	224	215	232	243	93	87	2	3
うちインターネット・オークション利用	51	58	57	65	35	41	1	0
その他	57	51	109	121	61	53	20	19
うちインターネット利用	23	28	26	64	15	24	3	6
うちインターネット・オークション利用	8	17	7	19	2	10	1	1
合計	574	606	838	868	441	425	58	56
うちインターネット利用	421	491	504	632	257	300	18	28
うちインターネット・オークション利用	158	223	191	258	103	145	4	5

- 注1 平成26年の「その他」には、不正競争防止法違反(55事件)、農産物検査法違反(1事件)、意匠法違反(1事件)を計上している。そのうち、不正競争防止法違反16事件及び農産物検査法違反1事件は、食の安全に係る事犯にも計上している。また、27年の「その他」には、不正競争防止法違反(49事件)、種苗法違反(1事件)、関税法違反(1事件)を計上している。そのうち、不正競争防止法違反9事件は、食の安全に係る事犯にも計上している。
- 2 平成26年の不正競争防止法違反(55事件)には、営業秘密侵害事犯(11事件)を含む。また、27年の不正競争防止法違反(49事件)には、営業秘密侵害事犯(12事件)を含む。
- 3 平成26年の「商標権侵害事犯」のうち、5事件は商標法違反及び関税法違反であり、関税法違反の2法人9人は、その他の検挙人員及び検挙法人数に計上している。また、27年の「商標権侵害事犯」のうち、1事件は商標法違反及び不正競争防止法違反、「著作権侵害事犯」のうち、1事件は著作権法違反及び不正競争防止法違反であり、不正競争防止法違反の2法人1人は、「その他」の検挙人員及び検挙法人数に計上している。

## イ 商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯

最近5年間における商標権侵害事犯の押収品の仕出地（単位：点）

		平23	平24	平25	平26	平27
押収量		213,203	117,143	104,776	118,464	84,411
国内製造		260	5,530	23,524	3,469	4,788
国外	韓国	7,228	15,230	10,425	26,461	12,098
	中国（本土）	159,276	73,511	63,373	57,221	58,667
	中国（香港）	62	61	22	472	0
	中国（台湾）	83	0	0	1	0
	タイ	394	0	41	215	83
	フィリピン	1,246	0	0	4	14
	その他	14	44	198	22	87
不明		44,640	22,767	7,193	30,599	8,674

最近5年間における著作権侵害事犯の押収品数（単位：点）

	平23	平24	平25	平26	平27
押収総点数	197,814	393,964	598,672	311,470	91,077
被疑者が国内で複製した点数	—	342,791	564,653	209,529	76,080

## ウ 営業秘密侵害事犯

営業秘密侵害事犯の検挙状況

	平25	平26	平27
検挙事件数	5	11	12
検挙人員	13	13	31
検挙法人数	2	0	4

## (8) その他の事犯

最近5年間におけるその他の事犯の検挙状況の推移

		平23	平24	平25	平26	平27
不動産事犯	検挙事件数	27	50	55	40	47
	検挙人員	51	70	105	72	64
税法事犯	検挙事件数	8	4	4	6	27
	検挙人員	29	11	8	14	36
密漁事犯	検挙事件数	400	401	316	294	334
	検挙人員	514	517	420	425	438
通信関係事犯	検挙事件数	603	532	444	385	406
	検挙人員	608	535	446	395	413
その他	検挙事件数	1,211	942	969	875	774
	検挙人員	1,447	1,191	1,182	1,028	905
計	検挙事件数	2,249	1,929	1,788	1,600	1,588
	検挙人員	2,649	2,324	2,161	1,934	1,856

その他の事犯の類型別検挙状況（平成26年及び27年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
			うち逮捕					
	平26	平27	平26	平27	平26	平27	平26	平27
不動産事犯	40	47	72	64	25	16	22	19
税法事犯	6	27	14	36	10	30	0	3
密漁事犯	294	334	425	438	70	36	0	0
通信関係事犯	385	406	395	413	6	12	5	4
その他	875	774	1,028	905	133	127	138	101
計	1,600	1,588	1,934	1,856	244	221	165	127

- 注1 平成26年の「不動産事犯」には、宅地建物取引業法違反（14事件）、建設業法違反（14事件）等を計上している。また、27年の「不動産事犯」には、宅地建物取引業法違反（20事件）、建設業法違反（10事件）等を計上している。
- 2 平成26年の「税法事犯」には、関税法違反（3事件）、地方税法違反（2事件）等を計上している。また、27年の「税法事犯」には、関税法違反（22事件）、地方税法違反（4事件）等を計上している。
- 3 平成26年の「密漁事犯」には、漁業法違反（159事件）、漁業調整規則違反（99事件）等を計上している。また、27年の「密漁事犯」には、漁業法違反（153事件）、漁業調整規則違反（152事件）等を計上している。
- 4 平成26年の「通信関係事犯」には、電波法違反（381事件）、有線電気通信法違反（3事件）を計上している。また、27年の「通信関係事犯」には、電波法違反（404事件）、電気通信事業法違反（2事件）等を計上している。
- 5 平成26年の「その他」には、鉄道営業法違反（395事件）、屋外広告物条例違反（236事件）等を計上している。また、27年の「その他」には、鉄道営業法違反（320事件）、屋外広告物条例違反（181事件）等を計上している。

## (9) 犯行助長サービス対策

### ア 預貯金口座

口座凍結のための金融機関への情報提供件数及び口座数

情報提供した時期	平24		平25		平26		平27	
	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数
利殖勧誘事犯	4,955	3,929	2,253	2,050	950	910	489	474
ヤミ金融事犯	23,786	16,133	30,954	17,704	34,705	16,827	28,445	15,863
その他の事犯	943	940	1,583	1,563	1,460	1,434	998	987
合計	29,684	21,002	34,790	21,317	37,115	19,171	29,932	17,324

注 「その他の事犯」には、特定商取引等事犯、金融事犯（利殖勧誘事犯、ヤミ金融事犯を除く。）等に利用された口座が含まれる。

### イ 携帯電話

契約者確認の求めを行った件数

	平24	平25	平26	平27
契約者確認の求めを行った件数	6,198	7,055	10,231	9,268
うち、出資法違反又は貸金業法違反に基づくもの	6,176	6,414	7,245	8,425

注 出資法違反、貸金業法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に基づくものを計上している。

レンタル携帯電話の解約要請件数

	平24	平25	平26	平27
解約要請件数	2,763	3,484	4,025	3,745
うち、ヤミ金融事犯に基づくもの	2,763	3,433	3,973	3,735

## 2 相談及び着手の状況の調査結果

### (1) 相談の状況

#### ア 利殖勧誘事犯

年齢別・男女別相談件数（相談当事者のうち高齢者の占める割合は73.8%）

	男性	女性	合計
20歳未満	1	0	1
20歳代	40	30	70
30歳代	57	41	98
40歳代	83	77	160
50歳代	118	149	267
60歳以上65歳未満	91	169	260
65歳以上70歳未満	151	326	477
70歳代	358	1,197	1,555
80歳代	226	679	905
90歳以上	14	19	33
不明	88	112	200
合計	1,227	2,799	4,026
	男性	女性	合計
高齢者（65歳以上）	749	2,221	2,970

最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数
3日未満	108
3日以上1週間未満	61
1週間以上1ヶ月未満	105
1ヶ月以上3ヶ月未満	75
3ヶ月以上6ヶ月未満	60
6ヶ月以上	260
不明	240
金銭の支払いなし	3,117

警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	252	66.7
自力で解決しようと考えていた	23	6.1
警察へ相談するのを躊躇していた	11	2.9
どこに相談したらよいのかわからなかった	6	1.6
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	36	9.5
その他	50	13.2

1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	176	47.3
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	10	2.7
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	50	13.4
家族、知人等周囲からの助言を受けて	65	17.5
金融機関窓口での助言を受けて	12	3.2
その他	59	15.9

## イ 特定商取引等事犯

年齢別・男女別相談件数（相談当事者のうち高齢者の占める割合は48.2%）

	訪問販売		通信販売		電話勧誘販売		連鎖販売取引		特定継続的 役務提供		業務提供誘 引販売取引		訪問購入		特定商取引等事犯合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
20歳未満	14	8	29	24	1	2	7	3	1	1	0	0	0	0	52	38	90
20歳代	33	25	98	108	13	10	58	29	3	9	3	8	6	3	214	192	406
30歳代	45	44	155	150	22	13	11	7	4	4	2	7	9	11	248	236	484
40歳代	70	73	177	130	71	38	13	12	6	3	4	9	11	23	352	288	640
50歳代	101	110	108	72	59	56	10	7	11	5	10	6	16	39	315	295	610
60歳以上65歳未満	72	66	47	31	41	28	6	5	2	2	5	1	9	39	182	172	354
65歳以上70歳未満	58	78	42	40	39	61	5	7	4	4	2	0	9	72	159	262	421
70歳代	131	331	68	111	78	224	5	11	2	2	2	5	22	153	308	837	1,145
80歳代	149	507	50	83	76	205	1	1	2	7	2	5	26	153	306	961	1,267
90歳以上	15	68	7	6	11	14	0	0	0	0	0	1	3	10	36	99	135
不明	128	145	84	63	59	46	16	8	3	1	4	1	14	34	308	298	606
合計	816	1,455	865	818	470	697	132	90	38	38	34	43	125	537	2,480	3,678	6,158

	訪問販売		通信販売		電話勧誘販売		連鎖販売取引		特定継続的 役務提供		業務提供誘 引販売取引		訪問購入		特定商取引等事犯合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
高齢者（65歳以上）	353	984	167	240	204	504	11	19	8	13	6	11	60	388	809	2,159	2,968

最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数
3日未満	708
3日以上1週間未満	333
1週間以上1ヶ月未満	679
1ヶ月以上3ヶ月未満	215
3ヶ月以上6ヶ月未満	93
6ヶ月以上	173
不明	460
金銭の支払いなし	3,497

警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	201	46.2
自力で解決しようと考えていた	90	20.7
警察へ相談するのを躊躇していた	31	7.1
どこに相談したらよいのかわからなかった	13	3.0
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	45	10.3
その他	55	12.6

1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	136	36
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	4	1.1
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	70	18.5
家族、知人等周囲からの助言を受けて	74	19.6
金融機関窓口での助言を受けて	10	2.6
その他	84	22.2



## ウ ヤミ金融事犯

年齢別・男女別相談件数（相談当事者のうち高齢者の占める割合は8%）

	090金融		090金融以外		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
20歳未満	22	12	6	1	28	13	41
20歳代	1,423	526	352	192	1,775	718	2,493
30歳代	1,639	807	452	283	2,091	1,090	3,181
40歳代	1,980	1,191	546	382	2,526	1,573	4,099
50歳代	1,541	797	440	230	1,981	1,027	3,008
60歳以上65歳未満	513	234	155	99	668	333	1,001
65歳以上70歳未満	290	174	116	69	406	243	649
70歳代	223	151	92	97	315	248	563
80歳代	26	36	22	20	48	56	104
90歳以上	1	2	0	1	1	3	4
不明	528	241	365	124	893	365	1,258
合計	8,186	4,171	2,546	1,498	10,732	5,669	16,401

	090金融		090金融以外		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
高齢者（65歳以上）	540	363	230	187	770	550	1,320

最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数
3日未満	1,002
3日以上1週間未満	952
1週間以上1ヶ月未満	2,343
1ヶ月以上3ヶ月未満	1,194
3ヶ月以上6ヶ月未満	545
6ヶ月以上	980
不明	4,537
金銭の支払いなし	4,848

警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	112	4.6
自力で解決しようと考えていた	1,496	61.6
警察へ相談するのを躊躇していた	256	10.5
どこに相談したらよいかわからなかった	63	2.6
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	272	11.2
その他	230	9.5

1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	1,277	51.4
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	8	0.3
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	350	14.1
家族、知人等周囲からの助言を受けて	288	11.6
金融機関窓口での助言を受けて	35	1.4
その他	525	21.1

## (2) 早期着手の状況

### ア 利殖勧誘事犯

認知から90日以内に着手した事件数

	検挙事件数	90日以内着手事件数	割合 (%)
利殖勧誘事犯	37	11	29.7

### イ 特定商取引等事犯

認知から30日以内に着手した事件数

	検挙事件数	30日以内着手事件数	割合 (%)
特定商取引等事犯	155	23	14.8

認知から90日以内に着手した事件数

	検挙事件数	90日以内着手事件数	割合 (%)
特定商取引等事犯	155	67	43.2

### ウ 無登録・高金利事犯

認知から90日以内に着手した事件数

	検挙事件数	90日以内着手事件数	割合 (%)
無登録・高金利事犯	140	57	40.7